

訪問看護重要事項説明書

2025 年 4 月 1 日現在

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人 永和会
主たる事務所の所在地	広島県福山市金江町590番地1
電話番号	084-935-8811
設立年月日	平成3年11月26日
代表者(職名・氏名)	理事長 池田 篤司

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション いこい	
サービスの種類	訪問看護(精神科)	
事業所の所在地	広島県福山市南松永町2丁目18番地3	
電話番号	084－939－9551	
指定年月日・事業所番号	令和 5年 5月 1日指定	1590824
管理者の氏名	今井 宏樹	
通常の事業地域は、福山市、尾道市、府中市としています。		

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人永和会が設置する「訪問看護ステーション いこい」(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護事業(以下「訪問看護サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスの提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

精神科訪問看護は、精神科医師の指示のもとで、ご家庭(一部施設も含む)などで生活されている利用者様が、安定した生活を支援するために、精神科の主治医より指示を頂き、看護師などの専門スタッフがご家庭などにお伺いし、看護、リハビリテーションなどのサービスを提供します。

5. 営業日時

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

訪 問 日 年中無休

(1) ただし、1月1日から1月3日までを除きます。

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

6. 事業所の職員体制(2025年 4月 1日現在)

従業者の職種	勤務の形態・人数
看 護 師	常勤 2.5人以上
作業療法士	常勤 2人

7. 利用者負担金

【自立支援医療】

自立支援医療を申請されておられる方は、個別の上限額が基本の負担額になります。

自立支援医療をお持ちの方は、訪問看護利用に際し、訪問看護に訪問看護ステーション
いこいの追加申請が必要です。

自立支援医療の上限額(収入所得によって)区分があります。

上 限 額 区 分	上 限 額 区 分	上 限 額 区 分	上 限 額 区 分
2,500 円	5,000 円	10,000 円	20,000 円

【その他の費用などについて】

支払い方法

下永病院、松永駅前クリニックご利用の方は医療機関でのお支払いとなります。

他医療機関ご利用の方は、前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月 20 日(当日が
土・日・祝日の場合は翌週平日)にご指定の口座から引き落としとなります。

利用開始月に口座引き落としの手続きが間に合わない場合等、現金でのお支払いをお願い
する事がございますのでご了承ください。

法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問看護サービスを提供した場合において、
用料の支払いを受けたときは、ご利用者様が償還払いを受けることができるように、
サービス提供証明書を交付します。

【キャンセルについて】

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先:084-939-9551

8. 利用料金

<看護師、作業療法士が行う訪問看護>

精神科訪問看護 基本療養費(Ⅰ) 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金		
			1割	2割	3割
週3日目まで 30分以上		5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日目まで 30分未満		4,250円	425円	850円	1,275円
週4日目まで 30分以上		6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目まで 30分未満		5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅲ) 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金		
			1割	2割	3割
同一日 に2人	週3日目まで 30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週3日目まで 30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日目まで 30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日目まで 30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
同一日 に3人	週3日目まで 30分以上	2,780円	278円	556円	834円
	週3日目まで 30分未満	2,130円	213円	426円	639円
	週4日目まで 30分以上	3,280円	328円	656円	984円
	週4日目まで 30分未満	2,550円	255円	510円	765円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) (1日につき)入院中外泊時1~2回		8,500円	850円	1,700円	2,550円

※ 准看護師が訪問看護を行った場合は、所定点数の100分の90に相当する単位を算定します。

【訪問看護管理療養費】

項 目	基本利用料	1割	2割	3割
月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
2日目以降	2,500円	250円	500円	750円

※ 指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。

※ 災害等が発生した場合においても、指定訪問看護の提供を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し必要な措置を講じていること。

【加算】

項 目		基本利用料	1割	2割	3割
24時間対応体制加算		6,520円	652円	1,304円	1,956円
複数名精神科訪問看護加算 イ) (保健師又は看護師)+(他の保健師、 看護師又は作業療法士) ロ) (保健師又は看護師)+(准看護師) ハ) (保健師又は看護師)+(看護補助者又は 精神保健福祉士)	イ	4,500円	450円	900円	1,350円
	ロ	3,800円	380円	760円	1,140円
	ハ	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算(適応時)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算(退院日/適応時)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
訪問看護情報提供療養費1、3(月1回)		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)		50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780円	78円	156円	234円
夜間・早朝加算 (夜間:18時～22時・早朝:6時～8時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算(22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
精神科緊急訪問看護加算 (主治医指示の下、1日につき月14日目まで)		2,650円	265円	530円	795円
精神科緊急訪問看護加算 (主治医指示の下、1日につき月15日目以降)		2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算(月1回)Ⅰ		5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(月1回)Ⅱ		2,500円	250円	500円	750円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これらが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

24 時間対応体制加算 (月1回)	営業日以外の日及び営業時間以外の時間において、利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談が直接受けられる体制
複数名精神科訪問看護加算	必要な利用者に、同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合
退院時共同指導加算	入院中、退院後に訪問看護を受けようとする利用者又は家族に入院と共同で退院指導を行い、内容を文書で提供した場合
退院支援指導加算	退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者へ、指導を行った場合
訪問看護情報提供療養費1、3 (月1回)	市町村、保健医療機関に関して利用者の同意を得て訪問看護に関する情報を提供した場合
訪問看護医療 DX 情報活用加算 (月1回)	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

9. 緊急時および事故発生時の対応

- (1) 病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際し採った処置を記録する。
- (3) 当事業者の状況する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業者の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。
ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- (4) 事故が生じた場合にはその原因を解明し、ご利用者様、ご家族様に説明いたします。
また、再発生を防ぐための対策を講じます。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 苦情解決体制等の指針を整備しています。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するたもの研修を定期的の実施しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責 任 者： 管理者 今井 宏樹

サービス提供中に医療従事者又は養護射(家族、同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 個人情報保護・守秘義務について

- (1) 事業者、サービス従事者又は従業員は、訪問看護を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や、解決すべき課題などのついて話しあうためのサービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を共有するために用いることを、事前に説明し同意を頂きます。
- (4) 事業者は、利用者へより良いサービス提供を継続的に実施する為に、主治医・各種関連機関へサービス提供に係る情報を提供します。
- (5) 事業者は、秘密保持義務について、従業者の離職後もその秘密を保持すべき旨を従業者との雇用時に取り決めることとする。

12. 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) ステーションにおいて感染症は発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底をしています。
 - ② ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施しています。

1 13. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)実施を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要時応じて業務継続計画の変更を行います。

1 14. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

- (1) 提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。
 - 苦情や相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要時に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - 管理者は、看護職員等に事実関係の確認を行う。
 - 相談担当者は、把握した状況をスタッフと共に検討を行い、時下の対応を決定する。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者に対し必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

●当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(担当者)	今井 宏樹	受 付 時 間	8:30-17:00
電 話	084-939-9551	Fax	084-939-9559

●医療法人永和会のその他の相談受付窓口

苦情受付窓口	医療法人 永和会 下永病院		
所在地	〒720-0542 福山市金江町藁江 590-1	電 話	084-935-8811

●その他の相談受付窓口

広島県国民健康保険 団体連合会	時 間	午前8時30分～午後5時15分まで(月曜日～金曜日) ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12月29日・30日・31日・1月1日・2日・3日を除く。		
	所在地	広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館		
	電 話	082-554-0783	FAX	082-511-9126
広島県福祉サービス 運営適正化委員会	受 付	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館 広島県社会福祉協議会内		
	電 話	082-254-3419	FAX	082-250-6183
電 子 メ ー ル		soudan@hiroshima-fukushi.net		

15. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

16. サービスの利用について

以下のような事項に該当するに至った場合には、サービスの提供を中止することがあります
状況によっては、契約が終了する場合があります。

- (1) 災害や悪天候等、通常にサービスを提供する事が困難な状況となった場合
- (2) 感染性疾患の診断を受け、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると事業者が判断した場合
- (3) ご利用者様またはそのご家族等が事業者やサービス従事者に対して法令違反又は指定サービス利用契約の目的を達成することが困難になった場合

